

事務連絡

令和4年10月4日

保護者各位

県立久米島高等学校

校長 仲吉 健一

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症にかかる本校生徒の出席に関する取扱いについて（依頼）

時下、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、県教育庁保健体育課から「発熱や咳等がある児童生徒への対応について」（依頼）（令和4年9月16日付け教保第935号）を受け、本校における対応を別紙の通りといたします。

御子息・御息女が体調不良等になった際には御留意の上、御対応くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

記

- 1 添付文書：「新型コロナウイルス感染症にかかる本校生徒の出席に関する取扱いについて」
- 2 適応期間：令和4年10月6日（木）から当面の間

【本件担当】 県立久米島高校

TEL：098-985-2233・3556、FAX：098-985-3168

教頭 宮城 広行 E-mail:miyagih@open.ed.jp

新型コロナウイルス感染症にかかる本校生徒の出席に関する取扱いについて

1 体調不良の場合（本人・同居家族）

- (1) 新型コロナウイルス感染症に依らない体調不良による欠席の場合（慢性的な症状等）⇒病欠
- (2) 有症状【風邪症状（ワクチン接種後の副反応も含む）がある場合】による体調不良による欠席の場合
 症状（発熱や咳等）がある場合は、登校を控える。⇒出席停止
 ただし、8日目以降も体調不良が続く場合は、病院受診やPCR検査・抗原定性検査キット使用を勧める。

※ 上記(2)の場合、未診断の状態で8日目以降も欠席が続く体調不良は、「病欠」となることを保護者へ連絡して下さい。

- (3) 同居家族に未診断の発熱等の風邪症状がみられる者がいる生徒は、登校を控えさせる⇒出席停止
 同居家族に症状がなくなれば、登校可能

2 新型コロナウイルス感染症：陽性者

- (1) 有症状者の場合（風邪症状がある場合）
 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から登校可能
 - (2) 無症状者の場合
 - ・検体採取日から7日間を経過した場合には、8日目から登校可能
 - ・検体採取日から5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目から登校可能
- ※ 当初は無症状者だったが途中で症状がでた場合には、上記“(1) 有症状者の場合”の基準に沿う。

3 濃厚接触者（未発症者）（詳細は別添資料を確認して下さい。）

- (1) 同居家族に感染者が発生した者の場合
 - ・当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は、当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間は出席停止 ⇒ 6日目から登校可能。
 - ・最終接触日（0日目）から2日目・3日目の両日共に抗原定性検査キットで陰性が確認できれば、3日目から登校可能。
- (2) 同居家族以外の感染者と接触した者の場合
 - ① 有症状の場合：登校を控え（出席停止）、医療機関の受診やPCR検査・抗原定性検査キット使用を勧める。
 - ② 無症状の場合：
 - ・感染リスクの高い場面での接触がなく、学級内等で感染が広がっている可能性が低い場合⇒登校可能
 - ・感染リスクが高い場面での接触（例：感染対策せずに飲食を共にした等）がある場合⇒出席停止
 PCR検査結果判明、または最終接触日の翌日から5日経過した後、登校可能

※ 保健所が療養解除の連絡を行っている場合は、保健所の指示に従って下さい。

※ 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに、解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。

※ 検査キットは、医療用抗原定性検査キットを使用すること。

【発熱や咳等がある児童生徒への対応について（令和4年9月16日付け教保第935号）】

3 対応方法

- (1) 発熱や咳等がある場合は、登校を控える。⇒「**登校を控えさせる**」＝「**出席停止**」
- (2) 発熱や咳等を理由に学校を休む旨の連絡を受けた場合や早退させる場合は、家庭においてRADECO^{※1}等を活用し抗原定性検査キットによる自己検査を実施するように勧めること。本人の状態に応じて、または希望がある場合には、医療機関等を受診するように勧めること。←**上記1参照**
- (3) 自己検査、受検、受診等をしなかった児童生徒については、症状が治まるまで自宅療養とし、症状が治まったら登校が可能であることを説明すること。←**上記1・3参照**
- (4) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の学校保健安全法に指定されている感染症と診断された場合には、それぞれに規定される日数が出席停止となることを説明すること。←**上記2参照**

4 陰性証明、治癒証明及び登校許可証について：

全て不要であり、保護者等から口頭にて確認すること。

※1 RADECO(ラデコ)抗原定性検査キット配布センター沖縄：久米島町HPに専用WEBサイト有り

※ 上記“受診の勧め”や“説明”は、保護者に行う。

新型コロナウイルス感染症にかかる本校生徒の出席に関する取扱いについて

1 体調不良の場合（本人・同居家族）

- (1) 新型コロナウイルス感染症に依らない体調不良による欠席の場合（慢性的な症状等）⇒病欠
- (2) 有症状【風邪症状（ワクチン接種後の副反応も含む）がある場合】による体調不良による欠席の場合
 症状（発熱や咳等）がある場合は、登校を控える。⇒出席停止
 ただし、8日目以降も体調不良が続く場合は、病院受診やPCR検査・抗原定性検査キットを使用して下さい。

※ 上記(2)の場合、未診断の状態で8日目以降も欠席が続く体調不良は、「病欠」となります。
 【令和4年10月6日（木）から適用】

- (3) 同居家族に未診断の発熱等の風邪症状がみられる者がいる生徒は、登校を控えさせる⇒出席停止
 同居家族に症状がなくなれば、登校可能

2 新型コロナウイルス感染症：陽性者

- (1) 有症状者の場合（風邪症状がある場合）
 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から登校可能
- (2) 無症状者の場合
 - ・検体採取日から7日間を経過した場合には、8日目から登校可能
 - ・検体採取日から5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目から登校可能
 ※ 当初は無症状者だったが途中で症状がでた場合には、上記“(1)有症状者の場合”の基準に沿う。

3 濃厚接触者（未発症者）（詳細は別添資料を確認して下さい。）

- (1) 同居家族に感染者が発生した者の場合
 - ・当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は、当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間は出席停止 ⇒ 6日目から登校可能。
 - ・最終接触日（0日目）から2日目・3日目の両日共に抗原定性検査キットで陰性が確認できれば、3日目から登校可能。
- (2) 同居家族以外の感染者と接触した者の場合
 - ① 有症状の場合：登校を控え（出席停止）、医療機関の受診やPCR検査・抗原定性検査キット使用して下さい。
 - ② 無症状の場合：
 - ・感染リスクの高い場面での接触がなく、学級内等で感染が広がっている可能性が低い場合⇒登校可能
 - ・感染リスクが高い場面での接触（例：感染対策せずに飲食を共にした等）がある場合⇒出席停止
 PCR検査結果判明、または最終接触日の翌日から5日経過した後、登校可能

- ※ 保健所が療養解除の連絡を行っている場合は、保健所の指示に従って下さい。
- ※ 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに、解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。
- ※ 検査キットは、医療用抗原定性検査キットを使用して下さい。

【発熱や咳等がある児童生徒への対応について（令和4年9月16日付け教保第935号）】

3 対応方法

- (1) 発熱や咳等がある場合は、登校を控える。
- (2) 発熱や咳等を理由に学校を休む旨の連絡を受けた場合や早退させる場合は、家庭においてRADECO^{※1}等を活用し抗原定性検査キットによる自己検査を実施するように勧めること。本人の状態に応じて、または希望がある場合には、医療機関等を受診するように勧めること。←上記1参照
- (3) 自己検査、受検、受診等をしなかった児童生徒については、症状が治まるまで自宅療養とし、症状が治まったら登校が可能であることを説明すること。←上記1・3参照
- (4) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の学校保健安全法に指定されている感染症と診断された場合には、それぞれに規定される日数が出席停止となることを説明すること。←上記2参照

- 4 陰性証明、治癒証明及び登校許可証について：
 全て不要であり、保護者等から口頭にて確認すること。

※1 RADECO(ラデコ)抗原定性検査キット配布センター沖縄：久米島町HPに専用WEBサイト有り